

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県議会議長から平成20年10月31日付鳥取県監査委員公告第10号で公表した平成19年度に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月6日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 伊 藤 保
鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

監査結果に基づき鳥取県議会議長が講じた措置

指摘事項	講じた措置
政務調査費の交付について、収支報告書に誤りがあり、額の修正を行うべきものが生じ、これによる過大支出があった。	政務調査費の使途、手続等を体系化した指針（ガイドライン）について、今回の監査及び住民監査請求に基づく監査の指摘を踏まえた項目、留意点等を追記するとともに、改めてすべての議員に指針の遵守を周知徹底した。 なお、指摘のあった事項に係る収支報告書の修正は、平成20年10月10日までに行われるとともに、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同月27日までに全額返還された。 政務調査費返還額 234,923円